

子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ（概要）

令和5年7月26日「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」・「子どもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」合同会議

○弱い立場に置かれた子ども・若者が、性犯罪・性暴力被害に遭う事案が後を絶たない

○子ども・若者は、被害に遭っても、それを性被害であると認識できない、声を上げにくく適切な支援を受けることが難しい

→「すべての子ども・若者が安心して過ごせる社会の実現」のためには、対策の一層の強化が喫緊の課題

I 三つの強化策の確実な実行

1 加害を防止する強化策

(1) 改正刑法等による厳正な対処、取締りの強化

- 性犯罪に係る改正刑法等及びその趣旨・内容の周知、改正後の刑法等の関係法令を踏まえた厳正な対処
- 加害者の被害者に対する強い影響力を利用した事犯（親族関係、雇用関係、師弟関係等）などについて、全国で取締りを強化
- 「匿名通報事業」に係る対象の変更・拡大及び一層の周知

(2) 日本版DBSの導入に向けた検討の加速

(3) 保育所等での虐待防止のための児童福祉法改正の検討

(4) 児童・生徒等への教育啓発の充実

- 学校における「生命（いのち）の安全教育」の全国展開
- 小学生等を対象にプライベートゾーン等の啓発キャンペーン
- 中高生等を対象とする学校現場での改正刑法等の周知徹底
- 外部講師の活用等による性と健康に関する教育等の実施
- eネットキャラバンの講座に係る情報提供の実施

2 相談・被害申告をしやすくする強化策

(1) 相談窓口の周知広報の強化

(2) SNS等による相談の推進

- SNS相談「Cure time（キュアタイム）」
- こどもの人権相談
- 親子のための相談LINE等を通じた児童相談所による支援実施

(3) 子育て支援の場等を通じた保護者に対する啓発

- 保護者として身に付けることが望ましい知識について周知・啓発（子どもの性被害のサイン、「記憶の汚染」を避ける、相談先等）

(4) 男性・男児のための性暴力被害者ホットラインの開設

(5) 相談・被害申告への適切な対応のための体制整備

- 児童からの聴取に係る体制等の整備
- 医師に対する協力謝金の拡充の検討や泌尿器科、肛門科、小児科を含む証拠採取の環境整備

3 被害者支援の強化策

(1) ワンストップ支援センター等の地域における支援体制の充実

(2) 学校等における支援の充実

- 児童生徒から相談を受けた際の養護教諭を含む教職員の対応のポイント等の周知
- 児童館や放課後児童クラブにおける対応・支援の充実

(3) 医療的支援の充実

- 受診可能な医療機関リストを整備し関係機関において共有する等の取組の促進、医療機関におけるワンストップ支援センターの認知度向上

(4) 法的支援の充実

- 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設に向けた取組
- 文化芸術分野の契約、ハラスメントを含むトラブル等に関する相談窓口

II 緊急啓発期間の実施

政府を挙げた啓発活動を集中実施
(本年8月～9月)

- ① 加害の抑止（改正刑法等の周知）
- ② 相談窓口の周知
- ③ 被害に気付いた者の適切な対応

III 被害実態等の的確な把握と実証的な政策立案

- 被害当事者や支援者等の意見を継続的に聴取、調査分析等による知見を共有 → **的確な被害実態等の把握**
- 不断の検討により、加えて実施すべき施策があれば、果斷に実行

※「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」、「子供の性被害防止プラン2022」、「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」等の関連施策も着実に実行